

中小企業経営強化税制

生産性向上設備(ソフトウェア)の「証明書」発行に関するご案内

OneCNC XR7 シリーズ (以下の2製品) は、中小企業経営強化税制が定める「**生産性向上設備(ソフトウェア)**」の要件を満たすソフトウェアとして、一般社団法人 情報サービス産業協会より正式に認定を受けております。これにより、新規に OneCNC をご購入いただくお客様は、簡単な手続きで即時償却あるいは税額控除の税制優遇を受けることが可能となっております。

CAD/CAM システムの新規導入や台数の増設をご検討中のお客様はぜひ本制度をご活用ください。

| パッケージ・ソフトウェア製品名 | 型番(バージョン) | 登録番号 |
|---|------------|-------------------------|
| OneCNC Mill Expert | XR7 | 367-1705-124-16L |
| ※ 例) XR7 Mill Expert 、 XR7 Mill Expert + 固定5軸オプション など | | |

| パッケージ・ソフトウェア製品名 | 型番(バージョン) | 登録番号 |
|--|------------|-------------------------|
| OneCNC 複合施盤 | XR7 | 367-1705-125-16L |
| ※ 例) XR7 Lathe Express + C軸オプション、XR7 Lathe Professional + CYB軸オプション など | | |

●中小企業経営強化税制とは

平成29年度税制改正大綱で中小企業経営強化税制の創設が発表されました。この中小企業経営強化税制は、旧来の中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却や税額控除)部分を改組し新設されたものです。

税制の概要

中小企業者等が、認定を受けた経営力向上計画に基づき、2017年4月1日から2019年3月31日までの間に取得した対象設備について**即時償却**、または**7%の税額控除**(資本金3,000万円以下の法人・個人事業者は10%)のいずれかの適用が可能となります。

※ご相談窓口： 中小企業庁 企画課 TEL. 03-3501-1957 (平日 9:30-17:00)



●「証明書」の発行手続きについて

税制優遇を受けるためには、情報サービス産業協会が発行する「**証明書**」が必要です。弊社ではお客様からのご依頼に応じて「**証明書**」の発行手続きを行っておりますので、「**証明書発行依頼書(別紙)**」に必要事項をご記入の上、ファックスにて送信して下さい。証明書の発行には、協会の定める発行申請手数料(証明書1通あたり3,000円(税別))が必要です。

証明書発行依頼書（FAX 送信用）

送信先 FAX 番号： 072-760-3135

OneCNC 株式会社 御中

当社が導入を予定している **OneCNC XR7** につきまして、中小企業経営強化税制にもとづき計画申請を行いたいと思いますので、該当設備に関する「証明書」の発行を依頼します。

ご記入日 年 月 日

1. 証明書発行手数料 **3,000 円**(税別)/ 1 通 ※請求書に基づく銀行振込となります。

2. 導入を予定しているソフトウェアについて

※証明書の事前登録番号が異なりますので、必ずどちらかを選択して下さい。

| | |
|----------|---|
| 購入予定年月 | 平成 年 月 |
| 該当ソフトウェア | <input type="checkbox"/> OneCNC XR7 Mill Expert <input type="checkbox"/> OneCNC XR7 複合旋盤 |

3. 発行申込者 ※証明書発行手数料の請求書と証明書の送付先となります。

| | |
|----------|---|
| 会社名 | 印 |
| 部署 / 役職 | |
| 担当者名 | |
| 住所 | |
| 電話 / FAX | / |

4. 当該設備の導入者 ※証明書にそのまま記載されます。

| | |
|----------|--|
| 本社名・事業所名 | |
|----------|--|

<注意事項>

- ・ 証明書の発行は、中小企業経営強化税制の適用を保証するものではありません。
- ・ 同税制の適用の可否結果とは関係なく、証明書発行手数料はお支払いいただく必要があります。
- ・ 同税制の適用の可否については、税理士、税務署等へご相談いただきますようお願い致します。
- ・ 証明書の発行には通常 2~3 週間ほど要します。混雑時には大幅な遅延も予想されますのでご了承ください。